２０２５（令和７）年度第４回（通算第７５回）理事会（臨時）議事録

一般財団法人国際法学会

１．日　時：2025 年 12 月 6 日（土）　10 時 10 分～12 時 00 分

２．場　所：Zoom によるオンライン会議

３．出席理事：（理事）青木節子、阿部達也、新井京、石田淳、北澤安紀、下谷内奈緒、玉田大、寺谷広司、西平等、西村弓、長谷部潤、萬歳寛之、前田直子、水島朋則、森肇志、森田章夫、山田哲也、横溝大

以上 18 名 Zoom により参加

出席監事：都留康子、以上 1 名 Zoom により参加

陪席：（幹事）坂巻静佳、竹内真理、（事務補佐）種村佑介、平野実晴　以上 4 名 Zoom により参加

４．議事の内容

１）報告事項

1　エキスパート・コメント掲載状況の件
2　国際法学会市民講座の件
3　日弁連国際法セミナーの件
4　ニューズレター発行に関する件
5　Global Network of Societies for International Law (GNSIL)の件
6　2025 年度研究大会の運営状況の件
7　意見聴取の件
8　ホームページ改訂の件
9　国際法学会の持続可能な発展委員会（SDWG）の件
10　その他

２）議決事項

第 1 号議案　研究大会の実施に関する件
第 2 号議案　2026 年度（第 129 次）研究大会に関する件
第 3 号議案　外国学会との交流事業に関する件
第 4 号議案　国際法外交雑誌第 124～126 巻の編集状況に関する件
第 5 号議案　新入会員の承認に関する件
第 6 号議案　国際法外交雑誌の印刷部数に関する件
第 7 号議案　その他

５．議事要旨

開催に先立ち、濵本代表理事の体調不良による欠席に伴い、理事会運営規程第 8 条 1 項に基づき、萬歳事務局長が議長代行を務めることが了承された。

続いて、定款 41 条 1 項および 2 項にもとづき、議決に加わることのできない議長を除く 17 名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事 18 名の過半数（10 名以上）が出席していることが確認された。

続けて、前回 2025（令和 7）年度第 3 回理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。
一部、報告事項については、議事次第から議題の順序を変更して進められた。

1）報告事項

1. エキスパート・コメント掲載状況の件

下谷内エキスパート・コメント委員会委員長より、資料に基づき、前回理事会以降（8 月 24 日から 12 月 1 日まで）、合計 3 本のエキスパート・コメントが掲載されたことが報告された。なお、コメントの増加に伴い、委員会内で内規の改訂の必要性を検討中であることが報告され、理事会での議決の要否について質疑があり、次回以降の理事会に諮ることが確認された。

2. 国際法学会市民講座の件

山田アウトリーチ委員会委員長より、第 7 回市民講座（テーマ：デジタルプラットフォーム時代の国際関係と法、2025 年 11 月 8 日（土）に開催）について報告された。

3. 日弁連国際法セミナーの件

山田アウトリーチ委員会委員長より、日弁連国際法セミナー（2025 年 9 月 20 日（土）に開催）について報告された。

4. ニューズレター発行に関する件

前田会員委員会委員長より、ニューズレター第 10 号の発行について報告された。

5. Global Network of Societies for International Law (GNSIL)の件

西国際交流委員会委員長より、GNSIL の進捗状況について報告された。

6. 2025 年度研究大会の運営状況の件

阿部研究大会運営委員会委員長より、資料に基づき、2025 年度研究大会の参加状況、オンデマンド配信ビデオ視聴状況および研究大会運営関係費について報告された。具体的には、対面参加者に大きな変動はなかったこと、オンデマンド配信ビデオの視聴には一定数の需要があったものの必ずしも多数ではなかったこと、ハイブリッド化に伴う経費はオンライン参加者による増収分と補助金で回収されたことが説明された。

森研究企画委員会委員長から、研究大会運営委員会への謝辞とともに、研究大会が成功裏に終えられたことが報告された。また、オンデマンド配信のニーズについて、調査する必要性があることに言及がなされた。

7. 意見聴取の件

萬歳事務局長から、次のような報告がなされた。今回の意見聴取は、2025 年 7 月 29 日～9 月 30 日の期間に行われ、投票総数は 1298 票であった（参考：2021 年度の投票者数は約 150 名、投票総数は約 700 票。2023 年度は非公表。）。初めての電子投票による意見聴取であったが、トラブルの報告は受けていない。他方で、学会支援機構からは、会員数 893 名中、295 名による投票があったとの報告があったが、投票者数を実際に確認しようとすると、誰が誰に対して投票したかが分かってしまうシステムのため、匿名性の観点から事務局が確認することができなった。この点につき、意見聴取委員会からは今後改善すべき課題として指摘を受けた。なお、投票総数から投票者数を割り出すことができなかったのは、理事の選任に関する規程 3 条 2 項によれば、理事の選任に関する意見聴取は会員の「5 名以内の連記による無記名の意見表明によって行う」と定めているため、今回のシステムでは 5 名まで投票できる設定となっており、1～4 名の投票で

あっても、投票を完了できる仕組みであったからである。同委員会から、この点を改善し、白票の欄を作ったうえで上限数まで入力しないと送信できないようにしておけば解決するかもしれないとの指摘もあった。また、事務局としては、次回以降、投票者数を増やすためには、HP 上の会員ページに入る際の会員番号とパスワードを忘れてしまっている会員への対応も検討課題に含めた方がよいと考えている。

8. ホームページ改訂の件

横溝ホームページ委員会委員長より、ホームページ改訂の進捗状況について説明があった。

9. 国際法学会の持続可能な発展委員会（SDWG）の件

SDWG の座長である新井理事より、これまでの SDWG 委員会での 2 回の会合や非公式の会員との意見交換を含め、議論状況について報告された。今後、答申を次回の理事会で提出できるよう準備を進める予定であること、答申の内容は会員にも示されることが望ましいことが説明された。

10. その他

特になし。

2）議決事項

第 1 号議案　研究大会の実施に関する件

阿部研究大会運営委員会委員長より、資料に基づき、2027 年度の研究大会の日程（第 1 候補 2027 年 8 月 25 日～27 日、第 2 候補 2027 年 8 月 29 日～31 日）と開催地（熊本）の案が示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2027 年度の研究大会の日程と開催地を、原案の通り承認する。

第 2 号議案　2026 年度（第 129 次）研究大会に関する件

森研究企画委員会委員長より、資料に基づき、2026 年度の研究大会プログラムと非会員報告者等への依頼条件についての案が示された。

続いて、阿部研究大会運営委員会委員長から、費用削減の観点から電子登録委託業者を近畿日本ツーリスト社から日本旅行社に変更することが提案された。また、大会時の弁当手配の利用の現状や委員会の業務負担を勘案し、研究大会時の弁当の手配のサービスを廃止することが提案された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

なお、本議題と直接の関係はないが、下谷地エキスパート・コメント委員会委員長よりエキスパート・コメントに関しても非会員報告者等への依頼の可否について委員会内で検討した後、次回以降の理事会に諮る予定であるとの発言があった。

【議決事項】

(1) 2026 年度（第 129 次）研究大会の開催方針につき、原案の通り承認する。

(2) 非会員報告者等への依頼条件について、原案の通り承認する。
(3) 業者選定の変更を、原案の通り承認する。
(4) 研究大会時の弁当の手配のサービスの廃止について、原案の通り承認する。

第 3 号議案　外国学会との交流事業に関する件

西国際交流委員会委員長に、資料に基づき、2026 年度（第 129 次）における交流事業について、台湾在住の国際法研究者を個人として日本の国際法学会研究大会に招聘すること、および研究大会でのパネルの企画方針について、説明がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

(1) 2026 年度（第 129 次）研究大会に台湾在住の国際法研究者を個人として日本の国際法学会研究大会に招聘することを、原案の通り承認する。
(2) 同研究大会でのパネルの企画方針について、原案の通り承認する。

第 4 号議案　国際法外交雑誌第 124～126 巻の編集状況に関する件

水島雑誌編集委員会委員長より、第 124 巻から第 126 巻の編集状況の報告と、編集方針について説明がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

国際法外交雑誌第 124 巻・第 125 巻・第 126 巻の編集方針につき、原案の通り承認する。

第 5 号議案　新入会員の承認に関する件

萬歳事務局長より、資料に基づき、入会申込者は 4 名（一般会員：2 名、学生会員：2 名）、退会希望者は 2 名、推戴による種別変更会員（2026 年度より）は 4 名であった旨、説明がなされた。

森田理事より、小田滋会員の逝去が会員数に反映されていないとの指摘があり、萬歳事務局長から口頭で逝去会員 1 名を追記するかたちで資料の修正がなされた。

以上の変更を踏まえると、学会の会員数は合計 858 名となることが報告された。

定款 41 条 1 項および会員規程 4 条 1 項に基づき、理事（18 名）の賛成により、以下の通り議決された。

【議決事項】

入会申込者＝4 名（一般会員：2 名、学生会員：2 名）
退会希望者＝2 名（2025 年度末退会希望）
逝去会員＝1 名
種別変更会員（一般会員→名誉会員）＝4 名
新入会員・種別変更・理事会承認後会員数
合計 858 名（一般会員 745 名、学生 58 名、名誉 48 名、特別 3 名、終身 1 名、維持会員 3 名）

第 6 号議案　国際法外交雑誌の印刷部数に関する件

水島雑誌編集委員会委員長より、前回理事会で頭出しのあった外務省の大口購入の中止に伴う 124 巻 3 号からの印刷部数 120 部減（1440 部→1320 部）に関連する対応（冨山房との契約の改訂を含む。）について説明がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

国際法外交雑誌 124 巻 3 号からの印刷部数の変更と、これに伴う契約の改定について、原案の通り承認する。

第 7 号議案　その他

寺谷若手研究者育成委員長から、2026 年度にアジアカップ模擬裁判の準備を始められるよう、大会の実施について承認を得たい旨の申し出がなされた。

また、長谷部理事より、東京国際法セミナーの開催方針について補足があり、併せての開催を想定している旨の説明がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

(1) 2026 年度アジアカップ模擬裁判大会を実施することについて、承認する。
(2) 2026 年度「東京国際法セミナー」を国際法学会として共催する。

続けて、寺谷委員長より、今年度の日程を踏まえ、2027 年度以降の研究大会や東京国際法セミナーの開催日程を選定するにあたり、アジアカップの開催時期も念頭に置きながら調整する必要性が確認された。阿部研究大会運営委員会委員長より、会場確保を 2 年前に行う必要性があるため、確定した大会日程の中での調整になることが説明された。山田アウトリーチ委員会委員長から、アジアカップの日程が所掌外となるため、協同して調整する必要があることが述べられた。長谷部理事から、研究大会の日程を踏まえて東京国際法セミナーとアジアカップの日程を選び、同じタイミングでの開催とするか分けるか都度検討することが述べられた。

以上